

◇参加表明に係る質問に対する回答(8/29~9/3受付分)

No	質問事項	回答	適用資料・法令
1	配布された様式集には、設計等JVを乙型で組成する場合の協定書様式が示されていないが、別記様式第9号「設計等共同体競争入札資格審査申請書」と共に提出する協定書については、添付の設計等共同体協定書（乙型用、国土交通省北海道開発局HPの協定書を参考として作成）を用いてよいか。	別記様式第9号「設計等共同体競争入札資格審査申請書」とともに提出する乙型用の協定書については、国土交通省北海道開発局HPに公開されている「設計JV協定書」の内容が記載されていれば支障ありません。	【適用公告資料】 ・別記様式第9号
2	実施要領P3(1)イの企業連合（コンソーシアム）により参加する場合、参加表明に先立ち特定建設工事共同企業体競争入札資格審査申請及び設計等共同体競争入札資格審査申請をしたうえで、別記様式第1号「参加表明書」を設計等共同体協定書、特定建設工事共同企業体協定書と共に提出すれば良く、別途コンソーシアム協定書の提出は不要と考えてよいか。	「コンソーシアム協定書」について、参加表明時の提出は不要とします。 契約時に町から送付する「コンソーシアム協定書」の提出をお願いいたします。	【適用公告資料】 ・実施要領 3-(1)
3	実施要領P1、2(6)記載の事業費参考額総額の上限金額の下に事業内訳の各項目の金額記載があるが、各項目間での金額変動が若干あっても、総額で事業費参考額総額の上限金額を上回ることが無ければ失格にはならないと考えてよいか。	事業内訳の項目で金額変動があっても、事業費参考額（総額）の上限金額を上回ることが無ければ失格とはなりません。 事業費参考額の下部に記載の(事業内訳)は参考金額として提示しております。	【適用公告資料】 ・実施要領 2-(6)
4	実施要領P1、2(6)記載の別途発注工事については、別途工事となることにより、実施設計・施工一括発注方式での実施設計・生産計画・工事施工の同時並行作業によるコストダウンや事業スケジュール短縮のメリットが得られないこととなる。本プロポーザルにおいて選定された事業者が、別途工事の一部についても受注機会を与えられることはあるか。	現時点で別途発注予定の工事について、参加要件などについてはお答えできませんので、ご了承ください。	【適用公告資料】 ・実施要領 2-(6)
5	別途工事の発注方式や発注時期については実施要領に記載がなく、基本設計報告書P60の事業スケジュールにも記載がないが、別途工事の発注スケジュールは、事業スケジュールには影響を与えないものと考えてよいか。また、別途工事範囲の機器等については、別途工事の受注者の責任において事業スケジュールに適合するよう手配するものと考えてよいか。	役場庁舎建設及び文化交流施設建設に係る電気・機械設備工事は、実施設計完了後に競争入札方式で業者の選定予定としています。 基本設計書の事業スケジュールについては、参考で示しているため、別途発注工事を前提とした事業スケジュールを想定し、技術提案をお願いいたします。	

◇参加表明に係る質問に対する回答(8/29~9/3受付分)

No	質問事項	回答	適用資料・法令
6	実施要領P16、5(1)記載の支払い条件について、令和9年度の支払い条件が前払金40%以内の後は完了払いとなっているが、工事支出金の立替払いにより特定JV構成員にも少なからず資金負担が生じる。中間前払金または部分払い請求等についてご配慮いただきたく、契約締結前に支払い条件について協議することは可能か。	支払条件については、契約時に双方協議のうえ、決定いたします。	【適用公告資料】 ・実施要領 5-(1)
7	「庁舎、事務所等（令和6年国土交通省告示第八号別添二による建築物の類型4の第2類に該当）又は・・・との記載のうち、「事務所等」は類型4の第1類該当になりますが、「事務所等」の実績についても標準点の配点対象と考えてよいか。	別添の評価基準に記載の「庁舎、事務所等」は「庁舎、本社ビル等」の誤記になります。お詫びするとともに訂正いたします。 訂正に伴い、類型4の第1類に該当する「事務所等」は、配点の対象外となります。	【適用公告資料】 ・別添 評価基準
8	新庁舎及び文化交流施設の要求水準書のうち、5.工事監理業務に関する要求水準(3)工事監理業務について、国交省告示8号の「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に示される業務とあるが、そのうち工事監理に関するその他の標準業務の(1)請負代金内訳書の検討及び報告、(7)工事費支払いの審査については、配置された町の監督員等がなす業務として、工事監理業務の対象外と考えてよいか。	工事監理業務について、(1)請負代金内訳書の検討及び報告、(7)工事費支払いの審査については、対象外とします。	【資料】 ・要求水準書 5.工事監理業務に関する要求水準
9	実施要領「2事業概要(6)」において、役場庁舎建設及び文化交流施設建設に係る電気・機械設備工事が別途発注工事となっているが、適切に工期・コスト等を管理し、設計品質を確保するために、電気・機械設備工事についても、受注者側で施工管理を実施したいと考えている。施工体制について協議することは可能か。	実施要領に記載のとおり、電気・機械設備工事等は別途発注の予定です。 ただし、事業の実施上やむを得ない事情がある場合、協議を行う場合があります。	【適用公告資料】 ・実施要領 2-(6)
10	VE提案書の提出期限について記載がないが、技術提案書の提出期限同様に令和7年10月8日(水)17時00分までと考えてよいか。	実施要領に記載のとおり、令和7年10月9日(木)17時00分までとなります。	【適用公告資料】 ・実施要領 4-(10)-イ

◇参加表明に係る質問に対する回答(8/29~9/3受付分)

No	質問事項	回答	適用資料・法令
11	別記様式第8号について、一部文章の誤記と思われるが、支障ないか。	<p>以下の内容が正しい内容となります。 お詫びするとともに訂正いたします。</p> <p>【正】</p> <p>第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月以内を経過するまでは解散できない。</p> <p>第16条の2 登記業態当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。</p>	<p>【適用公告資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記様式第8号